

令和2年度

## 商品券発行事業 取扱要領

|     |              |   |
|-----|--------------|---|
| 1.  | 商品券名称        | ガンバルあげお商品券  |
| 2.  | 趣 旨          | 上尾商工会議所は、上尾市からの要請を受け、市民の生活支援及び消費の喚起と、新型コロナウイルスによる影響を受け厳しい状況にある地域経済の活性化を図るため、プレミアム付商品券を発行します。  |
| 3.  | 実施主体         | 発行者：上尾商工会議所 協力：上尾市・上尾商店街連合会   |
| 4.  | 商品券<br>申込方法  | 申込による販売とします。<br>●商品券受付：『専用応募はがき』またはガンバルあげお商品券ホームページの『専用応募フォーム』による受付。<br>●商品券応募期間：『専用応募はがき』<br>令和2年10月19日（月）から令和2年11月4日（水）必着<br>『ホームページの応募専用フォーム』<br>令和2年10月19日（月）から令和2年11月4日（水）12：00締め切り<br>③一名で『専用応募はがき』とガンバルあげお商品券（ホームページの『専用応募フォーム』）を併用しての申込はできません（いずれか一方での申込）。<br>●抽 選：申込が発行数を上回った場合に実施します。その場合は上尾市民を優先させていただきます。11月中旬までに『当選通知』『コンビニエンスストア払込票』を送付します。<br>*当選者は指定した期日までに支払いを済ませ、入金確認後、簡易書留で商品券を12月上旬に発送いたします。<br>*抽選後、当選者から入金が行われず残券が発生した場合は、落選者の中から“2次抽選”を行います。また、申込が発行数を下回った場合は、再応募を実施する可能性もございます。 |
| 5.  | 販売方法         | 当選者には『当選通知』『コンビニエンスストア払込票』を、応募申請時にご記入いただきました住所宛に郵送いたします。記載されている内容に間違いがないかご確認のうえ、指定された期日までにコンビニエンスストアにてご入金ください。<br>入金確認後、商品券を12月上旬に発送いたします。<br>* “2次抽選”での当選者のご案内については12月上旬を予定しています。<br>*記載内容に間違いがある場合のみ、ガンバルあげお商品券事務局購入者専用窓口（Tel 048-642-3350）までご連絡ください。<br>*応募内容の変更や当選冊数の変更等は承ることが出来ませんのでお間違いご注意ください。   |
| 6.  | 利用期間         | 令和2年12月15日（火）から令和3年3月15日（月）まで<br>*利用期間を経過した商品券は無効です。  |
| 7.  | 発行総額         | 11億7,000万円（30%のプレミアム分2億7,000万円を含む）  |
| 8.  | 形 式          | 1冊 10,000円で90,000冊を販売します。<br>額面 1,000円券の13枚綴り。 ③転売禁止です。<br>※共通券10枚…すべての加盟登録店で使用可能<br>※専用券3枚…大型店以外の地元商店や商店街で使用可能<br>→「大型店」については次項参照  |
| 9.  | 「大型店」<br>の定義 | 本商品券事業での「大型店」とは、「一つの建物」であって、その建物内の「店舗面積」の合計が、単独店舗（単独事業所）で1,000㎡を超える店舗です。<br>※「店舗面積」とは、 <u>小売業を行うための店舗の用に供される床面積</u> です。   |
| 10. | 購入限度         | 一人当たり3冊（3万円）。   |
| 11. | 遵守事項         | ① 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。<br>② 商品券を現金化することはできません。<br>③ 商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出ません。<br>④ 不足分は現金等で受け取ってください。<br>⑤ 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。<br>⑥ 商品券の紛失及び盗難に対し、発行者はその責を負いません。<br>⑦ 換金期間を厳守してください。  |

|     |         |  |
|-----|---------|--|
| 12. | 利用の制限   | <p>次のものは、利用対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 出資や債務の支払（税金、保険料、電気、ガス又は水道料金等の支払い等）</li> <li>② 医療保険や介護保険料等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）</li> <li>③ 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自で発行する商品券等）</li> <li>④ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ購入</li> <li>⑤ 事業活動に伴い発生した買掛金、未払金等の支払、事業活動に使用する原材料、仕入商品等の購入</li> <li>⑥ 現金との換金、金融機関への預け入れ</li> <li>⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条1項又は第6号から第11号までのいずれかに該当する営業に係る支払</li> <li>⑧ 特定の宗教若しくは政治団体に関するもの又は公序良俗に反するものに係る支払</li> <li>⑨ 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払</li> <li>⑩ 商品券の交換又は売買</li> </ul>   |
| 13. | 加盟店登録   | <p>上尾市内に店舗又は事業所等を有する事業者とし、次の①から④に該当する事業者を除いたもので、上尾市内の店舗又は事業所等に限り商品券を使用できるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する営業を行っている事業者</li> <li>② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者</li> <li>③ 上記（12. 利用の制限）に記載の取引、商品のみを取扱う事業者</li> <li>④ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者</li> </ul> <p>*加盟店とは、ガンバルあげお商品券事務局に所定の届出を行い、上尾商工会議所の承認を受けた店舗・事業者です。</p> <p>⑤上尾市及び上尾商工会議所は、不正利用防止の観点から加盟店に対し、商品券の取扱並びに換金状況等に関するお問い合わせをする場合があります。また、本事業に関する取引等については、適正な税務申告をお願いします。</p> |
| 14. | 加盟店参加費  | <p>参加費は無料です。ただし、大型店（9. 大型店の定義）に該当する事業者のうち、上尾商工会議所の非会員事業者は、参加費24,000円（税込）を納入してください。参加費納入の必要がある事業者へは加盟店登録申込後、商工会議所から別途ご案内いたします。</p>  |
| 15. | 加盟店の責務等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 加盟店であることが明確になるよう、ポスター等を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。</li> <li>② 感染症拡大防止に向けた取組を実施してください。</li> <li>③ 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないかを確認してください。</li> <li>④ 商品券を受け取った時は、他店での再利用を防止するため裏面の所定欄に加盟店のゴム印を押印することとし、既に取扱店名の押印がある場合は、受け取りを拒否してください。</li> <li>⑤ 商品券の交換及び売買は行わないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。</li> <li>⑥ 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、偽造等のため換金不能の商品券、換金期限切れ等による損失に対し、発行者はその責を負いません。</li> <li>⑦ 加盟店自ら事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。</li> <li>⑧ 上尾市暴力団排除条例（平成24年条例第27号）を厳守してください。</li> <li>⑨ 商品券発行事業の消費喚起等の効果を測定するため、加盟店に対し実施するアンケート調査へのご協力をお願いします。</li> </ul>                      |
| 16. | 換金方法    | <p>加盟店にて回収した商品券は月2回、事務局へ送付いただきます。送料は合計6回まで加盟店負担はございません。使用済み商品券の返送用の封筒は加盟店マニュアルと同封して、11月下旬ごろに発送いたします。</p> <p>事務局に送付された使用済み商品券をもとに、加盟店登録時に申請した口座へお振込みいたします。（振込手数料は差し引かれませんが）</p> <p>毎月15日までに到着した使用済み商品券に関しては当月末日にお振込みいたします。</p>  |



|     |              |  |
|-----|--------------|--|
|     |              | 毎月末までに到着した使用済み商品券に関しては翌月15日にお振込みいたします。   |
| 17. | 振込先<br>金融機関  | 全ての金融機関口座がお取り扱いできます。<br>加盟店登録の際、振込先金融機関の口座の申請が事務局に必要となります。<br>事業期間内の振込先口座の途中変更はできません。  |
| 18. | 加盟店<br>換金期間  | 令和2年12月16日(水)から令和3年3月31日(水)までにガンバルあげお商品券事務局に郵送された分までとします。(令和3年3月31日必着)<br>*この期間を過ぎた場合は、換金できません。  |
| 19. | アンケート<br>の実施 | 消費喚起効果等の測定を目的に、加盟店に対し『利用実態に関するアンケート調査』を実施します。換金依頼伝票にアンケート項目を掲載いたしますので、ご回答のご協力をお願いいたします。  |
| 20. | 事業周知         | ガンバルあげお商品券ホームページ、上尾市「広報あげお」・「ホームページ」、上尾商工会議所「あびお」・「ホームページ」等に掲載し、市民・商業者等に広く周知いたします。   |
| 21. | 加盟店<br>登録手続  | <p>(1)申請方法<br/>本『取扱要領』『別紙 厳守事項及び反社会勢力でないことの表明・確約』に同意のうえ、同封の「加盟店登録申込書」に必要事項を記入し、下記のいずれかの方法で登録申請を行ってください。</p> <p>① インターネットの専用応募フォームから登録<br/>ガンバルあげお商品券ホームページ内にあります「加盟店登録」から、インターネット登録可能です。携帯からも可能<br/><a href="https://sec.tobutoptours.co.jp/web/evt/ageoshoppremium_shop/">https://sec.tobutoptours.co.jp/web/evt/ageoshoppremium_shop/</a><br/>インターネットから加盟店登録をすることにより、ポスターやマニュアルがご自身でダウンロード・プリンターから印刷することができます。そのため、インターネット登録を推奨いたします。</p> <p>② 返信用封筒にて返送<br/>返信先<br/>〒330-0801 埼玉県さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル8F<br/>「ガンバルあげお商品券事務局(東武トップツアーズ内)」宛</p> <p>(2)申請期日 11月10日(火)<br/>*インターネットは送信日有効・返信用封筒は消印有効です。<br/>*「加盟店登録申込書」はガンバルあげお商品券ホームページからもダウンロードできます。<br/>*10月19日(月)より購入希望者の応募が始まりますのでお早めに加盟店登録のご協力をお願いいたします。最新の加盟店登録状況は専用ホームページにて随時、掲載いたします。<br/>加盟店一覧は12月上旬に商品券と一緒に発送予定です。</p> |
| 22. | 業務委託先        | <p>東武トップツアーズ株式会社<br/>〒330-0801 さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル8F</p> <p>加盟店専用窓口 平日9:30~17:30(土日祝日お休み・<u>年末年始12/26~1/3 お休み</u>)<br/>TEL : 048-640-1009<br/>Mail : ageopureken_kameiten@tobutoptours.co.jp</p> <p>購入者専用窓口 平日9:30~17:30(土日祝日お休み・<u>年末年始12/26~1/3 お休み</u>)<br/>TEL : 048-642-3350<br/>Mail : ageopureken_shohisha@tobutoptours.co.jp</p>   |

